

「ビジネスと人権に関する国別行動計画に係る諮問委員会」

令和元年6月
外務省総合外交政策局人権人道課

1. 諮問委員会の設置目的

ビジネスと人権に関する我が国の行動計画の策定の過程において、関係府省庁の諮問に応じ、検討の上、見解を示すため、「ビジネスと人権に関する国別行動計画に係る諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）」を設置する。

2. 諮問委員会の内容

- (1) 関係府省庁連絡会議（局長級）からの要請に応じ、ビジネスと人権に関する行動計画の策定に向けて設置される「ビジネスと人権に関する国別行動計画に係る作業部会」において協議された事項等について審議。
- (2) 上記（1）の結果、関係府省庁連絡会議（局長級）に諮問委員会としての見解を示す。

3. 開催時期・回数

令和元年度に2回程度を目途として開催するものとする。

4. 事務局

諮問委員会の開催に係る事務は、外務省その他関係府省庁の協力を得て、業務委嘱先において処理する。

5. 構成員・参考人・オブザーバー

諮問委員会の構成員は別添のとおりとし、必要に応じて、議題に関係する者を参考人又はオブザーバーとして出席させることができる。なお、必要に応じて、今後構成員を一部変更することも妨げられないものとする。

6. 諮問委員会の公開等

諮問委員会の開催及び本委員会の構成員に係る情報は事前に公表し、会議の冒頭部分は原則として公開で行うものとする。また、原則として、会議資料及び議事要旨を、会議開催後の適切な時期に外務省ウェブサイト上に公開する。ただし、会議資料については、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるおそれがある場合には、一部を非公開とする。

(了)

(資料1)

(別添)

令和元年6月現在

「ビジネスと人権に関する国別行動計画に係る諮問委員会」
構成員一覧

氏名	所属・役職
相原 康伸	日本労働組合総連合会事務局長
荒井 勝	NPO法人日本サステナブル投資フォーラム (JSIF) 会長 Hermes EOS上級顧問
有馬 利男	一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表 理事
大村 恵実	日本弁護士連合会 国際人権問題委員会委員長
河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
田口 晶子	国際労働機関 (ILO) 駐日代表
二宮 雅也	一般社団法人日本経済団体連合会企業行動・SDGs 委員長 損害保険ジャパン日本興亜株式会社社長
濱本 正太郎	京都大学大学院法学研究科教授
若林 秀樹	ビジネスと人権NAP市民社会プラットフォーム代表幹事

※ 敬称略。五十音順。議題等により、参加者の追加があり得る。